

ガスもつと割規約

1. ガスもつと割の適用

当社は、お客さまが次に定める条件を満たした場合に、ガス需給契約の料金に対してガスもつと割を適用します。

- ① 販売代理事業者（別表参照）を通じてガス需給契約の料金等のお支払いを希望されること
- ② 上記に基づくガスの供給がされており、ガス料金の請求がなされていること
- ③ ガス需給契約と同一名義、同一住所で電気需給契約を締結され、電気需給契約による電気料金の請求がなされていること

2. 割引額

(1) ガスもつと割の割引額は、1 か月につき 55 円（税込）とし、料金（割引制度の適用がある場合にはその適用後の金額）から割引いたします。ただし、電気需給契約の料金とガス需給契約の料金等を合計した金額を上回らないものとします。なお割引額は、約款等の規定により日割計算の適用がある場合であっても、日割計算を行いません。

(2) ガスもつと割の適用は、同一名義、同一住所の 1 電気需給契約と 1 ガス需給契約の組み合わせに対して 1 適用のみといたします。

3. 割引期間

当社は、お客さまが適用条件を満たしガスもつと割を初めて適用してから 24 か月間（24 回）に限り、ガスもつと割を適用いたします。

4. 適用除外

当社は、適用条件のいずれかが満たされなくなった場合、ガスもつと割を適用いたしません。

5. 規約の変更

当社は、この規約を約款等のために準じて変更することがあります。

6. その他

その他の事項については、約款等によります。

付則

1. この規約は、2021 年 1 月 1 日から実施いたします。

別表

販売代理事業者

イツツ・コミュニケーションズ株式会社

株式会社ケーブルテレビ品川